参　考　資　料

写

参考資料１

２２環推第７号
平成22年5月7日

名古屋市環境審議会会長 様

名古屋市長　河村　たかし

第３次名古屋市環境基本計画の策定及び今後の揚水規制のあり方について（諮問）

見出しのことについて、名古屋市環境審議会に意見を求めます。

１　第３次名古屋市環境基本計画の策定について

本市では、平成18年７月に策定した第２次名古屋市環境基本計画に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてまいりましたが、平成22年度をもって同計画の計画期間が終了いたします。

そこで、名古屋市環境基本条例（平成８年名古屋市条例第６号）第８条第３項の規定により、第３次名古屋市環境基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

２　今後の揚水規制のあり方について

本市では、昭和48年１月に名古屋市公害防止条例を制定し、地下水の採取に関し規制措置を講じてまいりました。

その結果、著しい地盤沈下は沈静化しておりますが、近年は規制対象外の小口径井戸による採取量の増加や、災害時や環境用の水源への活用の要望など、新たな対応が求められております。

そこで、名古屋市環境基本条例（平成８年名古屋市条例第６号）第26条の規定により、今後の揚水規制のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

参考資料２

環境基本計画部会委員名簿

氏　名	職　名　等
千 頭　聡 （部会長）	日本福祉大学国際福祉開発学部国際福祉開発学科教授
浅 井　久 美	公募委員
東　珠　実	椙山女学園大学現代マネジメント学部教授
内 川　尚 一	名古屋商工会議所理事・企画振興部長
岡 部　明 子	千葉大学大学院工学研究科准教授
海 道　清 信	名城大学都市情報学部都市情報学科教授
香 坂　玲	名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授
河 野　義 信	（社）中部経済連合会 産業技術部長
半 田　真理子	（財）都市緑化機構 研究顧問
松 田　仁 樹	名古屋大学大学院工学研究科教授
丸 山　宏	名城大学農学部教授
吉 野　隆 子	公募委員

（敬称略、五十音順）

参考資料３

審議経過

日　程	審　議　内　容
第１回 平成 22 年 7 月 21 日	・ 環境基本計画策定における基本的事項及びスケジュール ・ 2050 年に向けたなごやの主な課題 ・ めざすべき 2050 年の環境都市像
第２回 平成 22 年 8 月 31 日	・計画策定にあたっての基本的な考え方と視点 ・めざすべき 2050 年の環境都市像 ・第２次環境基本計画の進捗状況と現状評価 ・市民等が望む 2050 年の環境都市像 （市民アンケート結果）
第３回 平成 22 年 11 月 15 日	・めざすべき 2050 年の環境都市像 ・基本方針と個別方針 ・2020 年に向けた施策体系と指標
第４回 平成 23 年 1 月 17 日	・計画の構成 ・なごやの現状と課題 ・2050 年の環境都市ビジョン ・施策の大綱
第５回 平成 23 年 5 月 13 日	・第３次名古屋市環境基本計画（素案）
第６回 平成 23 年 7 月 22 日	・第３次名古屋市環境基本計画（素案）
平成 23 年 8 月 29 日～9 月 30 日	・第３次名古屋市環境基本計画（素案）の公表及び市民意見の募集
第７回 平成 23 年 11 月 17 日	・第３次名古屋市環境基本計画（素案）に対する市民意見の概要 ・第３次名古屋市環境基本計画（案）

参考資料４

第３次名古屋市環境基本計画（素案）に対する
市民意見と部会の考え方

市民意見募集結果の概要

募集期間	平成23年8月29日（月）～平成23年9月30日（金）
提出状況	意見提出者数　113人　　意見数　142件
提出方法	郵送　5人　FAX　12人　電子メール　15人　持参など　81人

意見の内訳

項　　目		意見数
計画全般 第1部　計画の策定にあたって		28件
	総論	(7件)
	計画策定の背景と位置づけ	(7件)
	第2次環境基本計画の評価と課題	(14件)
第3部　2050年の環境都市ビジョン		2件
第4部　2020年に向けた施策の大綱		99件
	総論	(2件)
	指標	(20件)
	４つの環境都市像の共通基盤	(10件)
	健康安全都市	(15件)
	循環型都市	(12件)
	自然共生都市	(20件)
	低炭素都市	(20件)
第5部　計画の推進		2件
その他		11件
合　　計		142件

分　類	事　項	市民意見の概要	部会の考え方
計画全般 第1部 計画の策定にあたって（28件）	1　総論 （7件）	2020年の10年先の計画は素晴らしい。実現に向けて走ってほしい。 水環境が良くなれば、住みやすくきれいな街になると思うので、取組を進めてほしい。 大気と水の環境が良くなり、公害のない健康安全都市を目指してほしい。 自然を身近に感じることができ、野鳥が多く住めるまちをめざしてほしい。 緑あふれる名古屋市にしてほしい 水都市のイメージを前面に出してほしい。	本計画では、2050年にめざすべき環境都市像として、「健康安全都市」「循環型都市」「自然共生都市」「低炭素都市」を掲げ、その実現に向けた2020年までの施策の方向等を示しています。これらの環境都市像の実現のためには、計画の目標に「風土を活かし、ともに創る　環境首都なごや」を掲げていますように、市民・事業者・行政の協働により取組を推進することが重要と考えます。
		第3次名古屋市環境基本計画の総論の方向性は間違っておらず、進捗の目標も明確で分かりやすいものだが、実現に向けては各論のさらなる検討が必要だと思う。	本計画は環境基本条例に基づき、市の環境面における総合的かつ長期的な計画として、施策の大綱（施策の方向や主な施策等）を取りまとめたものです。 このため、具体的な取組を進めるにあたっては、今後、市において、さらに、具体的な検討が行われるものと考えます。
	2　計画策定の背景と位置づけ （7件）	「本市の環境行政を取り巻く情勢の変化」として、新たな環境汚染物質への対応、ごみ減量への取組の推進、COP10の開催の3点に、依然として自動車利用の割合が多い状況にある交通問題を追加すべき。	「1　計画策定の背景」では、第2次環境基本計画策定後の市の環境行政を取り巻く情勢の主な変化について記載しています。 なお、名古屋市の自動車の利用割合は、依然として東京都区部や大阪市と比べ高い状況ですので、第2部第1章「（6）人口の集積と名古屋市の特徴」の中で3大都市における代表交通手段割合について追記します。（P19）
		「2050年を見据えた今後10 年間（2020 年度（平成32 年度）まで）を計画期間」としているが、10年間もの長期計画にする必然性と実現可能性を明記すべきである。	本計画は、環境基本条例において「環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱」を定めるものとされていることから、2020年度までの10年間の計画期間としています。また、社会経済情勢や環境に関する技術革新等に大きな変化があった場合には、改定する旨を記載しています。（P4）。なお、本計画の策定根拠となる環境基本条例の関係条文を参考として追記します。（P5）
		都市の規模や周辺との関係、公共交通などのマスタープランがないままに、環境基本計画は無計画な「開発」の後追いをしているように思える。 「なごや新交通戦略推進プラン」は、第2次環境基本計画の課題を残しているため3つの長期戦略に追加すべき。 「なごや新交通戦略推進プラン」が関連計画とされているが、内容、課題からみて、「2020年に向けた施策の大綱」に格上げし、環境基本計画の一部とすべき。	本計画は環境基本条例に基づき、市の環境面における総合的な計画として策定するものですが、その実効性を高めるためには、「都市計画マスタープラン（案）」や「なごや新交通戦略推進プラン」など他の関連計画等との整合を図ることが大切であると考えており、「3　計画の役割と位置づけ」の中で図示させていただいたように関連計画等との整合を図りながら本計画を検討してきました。 なお、「なごや新交通戦略推進プラン」の目標年度は、環境基本計画と同じく2020年までの計画ですので、2050年を見据えた長期戦略としてではなく、関連計画として整理しています。（P5）
		他の計画の記載順番は市が行う「名古屋市役所環境行動計画2020」などは一番最後にし、市民、企業、行政が協働して取り組む計画を上位にすべき。	ご意見を踏まえ、図の「第4次一般廃棄物処理基本計画」の下の一番最後に「名古屋市役所環境行動計画2020」を記載します（P5）。

分　類	事　項	市民意見の概要	部会の考え方
		伊勢湾流域圏に関して、名古屋市民の生活が木曽川上流部や海の人たちに依存していることを強調してほしい。	対象地域として名古屋市域を基本としていますが、伊勢湾流域圏についても、一体的な圏域ととらえ、積極的に連携・交流を進めることとしています。（P7） また、第2部第1章1　自然環境の「（1）なごやを取り巻く自然（伊勢湾流域圏）」、「（4）自然からの恵み（生態系サービス）」、2　都市の成り立ちと歴史の「（2）上下流交流の歴史」などで、名古屋市域外の地域や社会経済活動に支えられてることを記載しています。
	3　第2次環境基本計画の評価と課題について（14件）	第2次計画のNO2の環境目標値が環境基準値の達成率50%は、目標の設定そのものに問題があったのではないか。	第2次計画の策定時の二酸化窒素の環境目標値の達成率は10.3%（2005年）であり、「50%以上」の目標は適切なものと考えます。
		「河川の水質汚濁については隣接する海域の影響などにより環境目標値を達成していない地点があり、目標を達成していません。」とあるが、隣接する海域の影響でBODが大きくなるというようなことは理論的に確定しているのか。 名古屋港の水質は名古屋市内水域の全河川からの流入負荷量に依存しています。環境目標値の達成のためには、まず、発生源の負荷量の削減と共に水域の特性にあわせた努力が必要でしょう。 伊勢湾の水質改善はむろん大事なことですが、名古屋市内水域の環境目標値の達成とのからみで出てくることに少し違和感を覚えます。	河川の水質汚濁の目標が達成できなかった理由として、河川への水質汚濁物質の流入や隣接する海域の影響、気象の影響など、様々な要因が考えられるため、表現を修正しました。（P10） また、施策の方向「水環境の保全」の中で、主な施策として「水質汚濁の規制指導」や「下水道整備の推進」などを掲げています。（P67）
		現状値が「昼間89%、夜間81%（2009 年度）」なのに、p96の第3次計画の指標一覧で「91%（昼夜間）（2009 年度）」と異なっている理由も含め、評価と課題を追加すべきである。	「第2次環境基本計画の評価と課題」については、リーディングプロジェクト及び評価の低かった項目について評価し、課題を整理しています（P10）。 なお、第2次計画では定期監視地点での環境基準の達成率を指標としていましたが、本計画では「第2次なごや自動車環境対策アクションプラン」との整合を図り、幹線道路全体の環境基準達成率を指標として掲げています。（P65）
		今年5月のパブリックコメント募集で「今後の揚水規制のあり方について」では、規制対象の井戸（以下「揚水設備」という。）が老朽化により減少する一方で、井戸設備が増加していることがわかってきた。」としている。このことを評価と課題として文章化し明記すべきである。	平成23年9月6日に環境審議会より「今後の揚水規制のあり方」において規制対象外の小口径井戸（井戸設備）の揚水量の実態把握の必要性などについて答申をいたしました。市はこの答申を受け、平成24年4月1日施行で、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」の一部改正を平成23年12月14日付公布したところです。今後、井戸設備についても地下水採取量の報告の義務づけを図る予定ですので、施策の方向「地盤環境の保全」の中の主な施策「地盤沈下の監視・指導」の説明にその旨を追記します。 また、今後、井戸設備を含めた正確な地下水採取総量や市域の地盤状況を把握したうえで、規制のあり方について検討する必要があると考えており、まずは効率的な観測体制を確立していく必要があると考えます。
		「地盤沈下の監視・指導」で、揚水量の削減指導をどのように行うかが不明である。条例改正で揚水量報告の義務化を行う旨を明記すべきである。	
		地下水の一時的大量揚水をする、地下掘削工事の問題も触れる必要がある。 届出実績・保管期限の見直し、届出対象を吐出口断面積78cm^{2}未満に拡大することを検討し、5.0cm(吐出口断面積20cm^2)ぐらいまでは届出対象とすることを、評価と課題として文章化し明記すべき。	

分　類	事　項	市民意見の概要	部会の考え方
		「建設工事の工法の変更等によって、汚泥等の排出量が増加したものと思われるため、さらなる取組が求められます。」とあるので、建設工事の工法（シールド工法？）をどのような工法に変更するかを課題として説明すべき。	産業廃棄物の排出量の増加の要因を特定するのは難しいと考えますが、この指標が達成できなかった理由については、製造業、建設業等からの産業廃棄物の排出量が増加したことが要因と考えられます。このため、産業廃棄物の排出量のグラフを追記するとともに、表現を修正します。（P10）
		東日本大震災と津波による福島原発事故に端を発し、電力原単位は上昇してきている。「電力会社の電力原単位削減努力」の部分は現時点で修正すべきである。	二酸化炭素排出量については、2008年までの実績で評価したものです。なお、電力原単位については、1990年0.464kg-CO_2/kWhが2008年では0.424kg-CO_2/kWh（京都メカニズムクレジット反映後）で8.6%の削減となっています。なお、京都メカニズムクレジット反映前は、2008年0.455kg-CO_2/kWhで1.9%の削減となっています。
		「環境に関する分かりやすい情報発信について「十分」だと思う人の割合」は、目標が低いうえ、実績が6.9%は問題であるため、その原因を分析すべき。	「第2次環境基本計画の評価と課題」については、リーディングプロジェクト及び評価の低かった項目について評価し、課題を整理しています。（P10） 第2次計画の策定時の「環境に関する分かりやすい情報発信について「十分」だと思う人の割合」は2%（2004年）であり、「10%」の目標は適切なものだと考えます。
		「交通・物流対策」の①「主要道路における自家用自動車通過台数を2001 年度と比べて10%削減する　☆☆」、②「整備中路線における自動車の平均旅行速度を23km/h にする☆☆」について、なぜ目標を達成できなかったのかの課題を導き出すべきである。	「第2次環境基本計画の評価と課題」については、リーディングプロジェクト及び評価の低かった項目について評価し、課題を整理しています。（P10） （交通物流対策について） 「交通・物流対策」について、今後とも大切な取組と考えており、施策の方向「環境にやさしい交通体系の創出」の中で主な施策として「交通流の円滑化」を掲げています。（P90）
		公共施設の雨水貯留浸透施設における貯留量の増加は、市が率先して実行し確実にできたことを立証したもの。その旨を指標の評価と課題で明記し、引き続き推進すべきである。	（雨水貯留浸透施設について） 公共施設の雨水貯留浸透施設について、今後とも市が率先して設置していくことは大切だと考えており、施策の方向「保水機能の保全と向上」の中で、主な施策として「雨水流出抑制の推進」を掲げています。（P83）
		市が見本を示す公共施設の太陽光発電等にも拡大することを課題とすべきである。	（自然エネルギーの公共施設等への率先導入について） 自然エネルギーの公共施設等への率先導入については大切なことと考えており、施策の方向「自然エネルギー等の有効利用の促進」の中で主な施策として、「公共施設等への自然エネルギーの率先導入」を掲げています。（P86）
第3部 2050年の環境都市ビジョン （2件）		2050年の環境都市ビジョンは、本当に実現できるか戸惑う。	本計画は、すでに策定された3つの戦略を踏まえ、2050年のめざすべき将来像を描き、その実現に向けた土台づくりのための10年間の施策の方向等を取りまとめています。なお、市民・事業者・行政等の協働による取組を着実に進め、2050年の環境都市ビジョンを実現することを期待しています。
		「土・水・緑・風が復活し、あらゆる生命が輝くまち」という言葉はきれいです。この言葉を目標として施策を打ち出していくのでしょうか。	

分　類	事　項	市民意見の概要	部会の考え方
第4部 2020年に向けた施策の大綱（99件）	1　総論 （2件）	「環境首都なごや」の表現は不適格であり、「環境都市なごや」で十分である。「首都」とは一国の中央政府のある都市の意味でそぐわない。	第2次計画においては、「ともに創る環境首都なごや」を目標にしていました。本計画においても、引き続きめざすべき環境都市像を表すシンボル的な表現として「環境首都」を使用しています。
		本計画の推進にあたり、税金に頼らない財源の確保、企業参加の展開、市民参加と協働、災害対策と環境計画との関連、安心安全な生活と環境計画との関連、地域活動と環境計画の関連、現状関連諸活動と環境計画の関連について、計画へ追加することを提案する。	本計画は、市が環境行政を推進する上で、中心的な役割を担う環境面における総合的な計画です。（P5）本計画を推進していくためには、行政だけでなく、市民・事業者の皆さんとの協働した取組が必要不可欠なことから、「参加・協働を促進します」という取組方針を掲げています。 なお、財源の確保・災害対策・安心安全な生活などは、必要に応じて関連する計画等で定められるものであると考えていますが、環境に関する部分については、本計画との整合を図っていく必要があると考えます。
	2　指標 （20件）	指標一覧に「環境に関する分かりやすい情報発信について「十分」だと思う人の割合を10%にする」を追加し、さらに記者発表件数や情報へのアクセス件数などの指標も示すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、「参加・協働を促進します」の取組方針の指標として、「環境に関する情報発信が十分と感じている市民の割合」を追加します。なお、記者発表件数やホームページへのアクセス件数は環境情報の提供に対する満足度に反映されるものと考えています。（P55）
		市が認定するエコ事業所だけでなく、ISO14001認証取得を推進し、指標にすべきである。	中小企業においては、ISO14001の認証取得が難しい場合もあります。環境にやさしい事業活動の裾野を広げるため、ISO14001認証より取り組みやすいエコ事業所の認定数を指標としています。

<table>
<tr><th>分　類</th><th>事　項</th><th>市民意見の概要</th><th>部会の考え方</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>「自動車排出ガス対策の推進」に、低公害・低燃費車普及台数など具体的指標を追加すべきである。

愛知県の「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に基づき「貨物の運送等の発注時に車種規制非適合車を使用しないよう要請する。」を、確実に実行するため、市の工事標準書を追加改正し、その遺守状況を指標として追加すべきである。

「下水道整備の推進」に、高度処理や合流式下水道の状況分析とともに具体的な指標を追加すべきである。

「低騒音（排水性）舗装の実施」では、低騒音（排水性）舗装の総延長距離を具体的な指標として採用すべきである。

特定化学物質の移動量及び市条例で定めのある取扱量についての削減量も目標とすべきである。

「緑化地域制度によって確保された緑の面積」の指標を追加すべき。

緑の保全と創出の「公共施設の緑化」は、科学的に必要な緑化面積を説明したうえで、定量的な目標を指標として設定すべきである。

「新たな公園緑地の整備」に具体的な指標を示し、進捗管理をすべきである。

「公共施設の雨水貯留浸透施設」については、市としての目標を明記し、市民、事業者にどれだけ依頼するのか分かるようにすべき。

施策の方向「保水機能の保全と向上」のそれぞれの施策の具体的目標を指標に追加すべきである。

「住宅用太陽光発電設備の設置件数」で、公共施設と民間支援とを分割して、それぞれの指標を示すべきである。

「安全で快適な自転車利用の環境整備」で、どのように安全で快適な走行空間の創出を、どこに何km創出するのかを具体的な指標として設定すべき。</td><td>本計画は、市が環境行政を推進する上で、中心的な役割を担う環境面における総合的な計画です。そのため、できるだけ総括的に状況が把握できる指標を掲げています。個別事業などの指標については、必要に応じて関連する計画等で掲げることが適切であると考えます。
なお、参考までに、いただいたご意見に関して、既に関連する計画で掲げられている指標は次のとおりです。

第2次なごや自動車環境対策アクションプラン
<table><tr><th>指　標</th><th>目　標
（目標年度）</th></tr><tr><td>低公害・低燃費車普及台数</td><td>90万台
（平成32年度）</td></tr></table>
名古屋市上下水道事業　中期経営計画「みずプラン27」
<table><tr><th>指　標</th><th>目　標
（目標年度）</th></tr><tr><td>高度処理の導入</td><td>〇露橋水処理センター改築工事の推進
〇守山水処理センターにおける膜分離活性汚泥法（MBR）実証実験の継続
〇高度処理導入の基本計画の策定
（平成23～27年度）</td></tr><tr><td>合流式下水道の改善</td><td>〇雨水滞水池、簡易処理高度化施設の整備　14か所
（平成23～27年度）</td></tr></table>
低炭素都市なごや戦略実行計画（案）
<table><tr><th>指　標</th><th>目　標
（目標年度）</th></tr><tr><td>緑化地域制度によって確保された緑の面積</td><td>375ha
（平成30年度）</td></tr></table>
名古屋市役所環境行動計画2020
<table><tr><th>指　標</th><th>目　標
（目標年度）</th></tr><tr><td>市の建築物の緑化面積</td><td>民間建築物の基準に5%を上乗せした緑化面積
（平成32年度）</td></tr><tr><td>本市の太陽光発電設備の導入</td><td>1万kw
（平成32年度）</td></tr><tr><td>本市の雨水の貯留浸透量</td><td>現状を上回る
（平成32年度）</td></tr></table>
名古屋市自転車利用環境基本計画
<table><tr><th>指　標</th><th>目　標
（目標年度）</th></tr><tr><td>歩行者と自転車の通行空間が分離されている道路の延長距離</td><td>150km以上に延伸
（平成32年度）</td></tr></table></td></tr>
</table>

分　類	事　項	市民意見の概要	部会の考え方
		産業廃棄物の排出量削減、減量化・資源化とそれぞれの段階での目標を決め、最後の最終処分量の目標とすべきである。	産業廃棄物の排出量や減量化・再生利用量については、3R(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)の取組を進める上で大切な指標と考えますので、ご意見の趣旨を踏まえ、指標に産業廃棄物の排出量、減量化・再生利用率を追加します。また、一般廃棄物についても同様に「ごみと資源の総排出量」を指標に追加します。(P71)
		取組方針6の指標「日常生活でごみの減量に取り組んでいる市民の割合」とは、何をどれだけすれば取り組んでいると認めるのか、具体的に示す必要がある。	ごみ減量の取組には「ごみと資源の分別・リサイクル」のほか、「レジ袋を断る」「使い捨て商品を買わない」「外出する際にマイボトル等を持参する」などいろいろな取組があります。一人ひとりが暮らしの中でできる取組を進めていくことで、ごみの減量が図れるものと考えており、具体的な取組内容をすべて示すことは難しいと考えます。
		「市民1 人当たりの都市公園等の面積」ではなく、人口の増減に左右されないような目標にする必要がある。	「市民1 人当たりの都市公園等の面積」のほか、人口の影響を受けない指標として「緑被率」を掲げています。(P76)
		『なごや交通戦略』に関する指標は残すべきである。	平成23年9月に新たに「なごや新交通戦略推進プラン」が策定されましたので、プランで掲げている「市内の鉄道及び市バス1日あたりの乗車人員合計」、「市内主要地点1日(平日)あたり自動車交通量の合計」を指標として追加します。(P89)
		「～と思う市民の割合」「～と感じる市民の割合」という指標項目は、観念的で間違いである。「～と思う市民の割合」「～と感じる市民の割合」を増加させるために、市がどのような施策を実施するかを示し、その達成状況を指標とすべきである。	本計画の指標については、大気汚染に係る環境目標値の達成率や水質汚濁に係る環境目標値の達成率などの客観指標と同様、市民アンケート調査による市民意識を基にした指標についても重要であると考えます。 また、本計画において掲げる主な施策を総合的に実施することで指標の目標が達成されるものと考えます。
		取組方針9「健全な水循環の保全と再生を推進します」の指標は、貯留率＋蒸発散率＋直接流出率＝100%なのでどれか2項目だけでも充分である。	「水の環復活2050なごや戦略」では、「浸透・貯留率」「蒸発散率」「直接流出率」の3つの指標を掲げています。本計画では、この戦略と整合を図り、3項目を指標としています。(P82)

分　類	事　項	市民意見の概要	部会の考え方
	3　4つの環境都市像の共通基盤（10件）	施策の方向② 環境教育・環境学習の推進の指標としてなごや環境大学の活動参加者数だけでなく、環境教育・環境学習の総参加者数の増加率を指標とすべきである。	環境教育・環境学習については、市のほかに市民・事業者・各種の団体などにおいて主体的に取り組まれている現状を考えますと、参加する人数すべてを把握することは困難と考えます。そのため、「環境教育・環境学習の推進」の指標は街じゅうをキャンパスとして、市民・企業・大学・行政などが協働して取り組んでいる「なごや環境大学」の活動参加者数を指標としています。（P55）
		地域に密着した活動内容をPRすることや、環境に対する意識を高める教育や地域活動など、市民協働、行政主体、企業、市民一人ひとりが取り組むことを分かりやすく示していくべきだ。 私用車の使用は控えて公共交通を利用したり、節電に協力する位だが、１人１人が節約協力することが必要だと思う。 ごみ分別の意識づけのためにも資源をリサイクルした商品のPRをすると良い。 地球温暖化対策や廃棄物処理などの環境問題への理解をより一層深め、迅速・適切な協力を図る「環境委員制度」の創設に力を貸してほしい。	本計画を推進していくためには、行政だけではなく、市民・事業者の皆さんとの協働による取組が必要不可欠です。 そのため、市民・事業者の皆さんの行動に結び付けていただくため、環境情報や取組などを分かりやすくお示しすることは大切であると考えており、施策の方向として「環境情報の共有化」や「環境教育・環境学習の推進」などを計画に位置づけています。（P55,56） いただいたご意見・ご提案については、市に伝えさせていただきます。
		経済活動優先社会から環境重視社会への転換を図ることが重要である。名古屋市として市民の生活を守るため、環境保全の先進的な取組を実施してほしい。 地域に特徴を持たせながら産業を活性化してほしい。 日常生活の中で、自然に環境に配慮した消費行動につながるような仕組みづくりを行ってほしい。	環境分野の技術開発の推進など環境に配慮した事業活動を促進し、市民による環境に配慮した消費行動を推進することが大切なことと考えており、施策の方向として「環境産業の育成、環境分野の技術開発の推進」（P59）「環境に配慮した事業活動の推進」（P60）「環境に配慮した消費行動の推進」（P61）を位置づけています。
		市民に関する県、国の情報を正確・迅速に公表するよう努める事を追加すべきである。	本計画は市の環境面の総合的な計画として市の施策の方向性や主な施策等を取りまとめたものです。県、国の情報については、基本的に県、国でそれぞれの責任で適切に情報発信されるものと考えます。
		環境影響評価法が2011年4月に改正されており、市環境影響評価条例の改正を明記すべきである。	現在、環境審議会　環境影響評価部会において、環境影響評価法の改正などを踏まえて市の環境影響評価制度のあり方について検討しているところです。 このため、施策の方向「環境に配慮した事業活動の推進」の中の主な施策「環境影響評価制度」において事業計画のより早期の検討段階において環境配慮の検討を促進することができる制度の導入を図る旨を記載しています。（P60）

分　類	事　項	市民意見の概要	部会の考え方
	4　健康安全都市 （15件）	施策の方向③ 騒音・振動対策の推進の「〇幹線道路における自動車騒音の改善」について、優先的に取り組む区間に限定せず、幹線道路全体で自動車騒音対策を推進すると修正すべきである。	「第2次なごや自動車環境対策アクションプラン」には優先的に取り組む区間を定めて取り組むとされています。 「第2次なごや自動車環境対策アクションプラン」と整合を図るとともに、施策を効率的に行う点からも、優先的に取り組む区間を定めて取り組むことは適切と考えます。
		名古屋市が係わる施設で分かっているアスベストについて、現在封じ込めで安全が確認されているものも含め、早期撤去としてほしい。	アスベスト対策は大切な取組と考えますので、施策の方向「大気環境の保全」の中で主な施策として、「石綿対策の推進」を掲げています。（P66） いただいたご意見・ご提案については市に伝えさせていただきます。
		河川の護岸化が進み、生物の生態系には合わないと思う。 堀川などの川の浄化を推進してほしい。	本計画では、施策の方向「自然のネットワーク化と生物多様性の向上」の中で、主な施策として「多自然川づくりの推進」を掲げ（P79）、治水安全度を高める改修の際には生物多様性に配慮するとしています。 また、堀川の水質改善に取り組むことが重要と考えており、施策の方向「水環境の保全」の中で、主な施策として「堀川の水環境改善」を掲げています。（P67）
		取組方針4の施策の方向⑤公害による健康被害の救済・予防の「〇公害認定患者の救済」で、名古屋南部公害訴訟の和解条件の早期実現に向けて、市としても協力することを追加すべきである。	名古屋南部公害訴訟の和解条件は二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準達成をめざすための国や企業の対策等となっています。本計画でも二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準を達成することは大切であると考えており、施策の方向「大気環境の保全」の中で主な施策として「大気汚染物質の規制指導」などを掲げています。（P66）
		排気ガス削減などの自動車公害対策などに県・住民と共に取り組んでほしい。 自動車による大気汚染や騒音公害は自主性に任せる取組だけではなく、自動車の流入規制、市内の自動車総量規制、車線規制による交通制御などを打ち出し、明記すべきである。 歩行者天国を実施してほしい。	自動車公害対策は、県を始めとする関係機関で構成する自動車公害対策推進協議会が設置されており、今後も測定結果を基に、必要な対策が検討・推進されるものと考えます。 また、自動車公害対策は大気環境を保全するためには大切な取組と考えており、施策の方向「大気環境の保全」の中で、主な施策として「自動車排出ガス対策の推進」、「エコドライブの推進」を掲げています。（P66） 自動車に過度に頼らない生活の実現に向けて、具体的な取組を進めるにあたっては、地域の特性や地域経済への影響などを踏まえ、関係者等の理解・協力を得ながら、施策を検討していくことが大切と考えます。いただいたご意見・ご提案については市に伝えさせていただきます。
		低周波空気振動（騒音）に対し規制するための条例を制定すべきである。	低周波空気振動（騒音）については、国においても参照値は示されているものの、低周波音に関する感覚については個人差が大きいことを理由に基準値は設けられていない状況です。そのため、現時点で規制することは難しいと考えます。

分　類	事　項	市民意見の概要	部会の考え方
		「〇調査・研究：大気汚染が健康に及ぼす影響等について」を「〇調査・研究：大気汚染、水質汚濁が健康に及ぼす影響等について」と追加修正し、水質健康項目についても調査・研究を進める姿勢を明確にすべきである。	公害による健康被害については、小中学生のぜん息患者等が増加している状況を踏まえ、主に大気汚染が健康に及ぼす影響について情報収集や調査・研究を進める必要があると考えます。
		地盤は累積沈下量を指標として、過去5年間の累積沈下量の状態を明記し、原因究明、解決を図ることを指標とするべきである。	地盤沈下の評価については、学識経験者、国、県、市などの関係機関で構成する東海三県地盤沈下調査会において、年間1cm以上の沈下域が現れたか否かで行っていることから、同様の方法で評価することが適切と考えます。
		「〇化学物質の適正管理の促進」の指標「PRTR法に基づく化学物質の届出排出量の合計を低減する」は、「PRTR法に基づく第一種指定化学物質」と正確に表現すべきである。	ご意見を踏まえ、化学物質について、「第一種指定化学物質」と注釈を追記します。(P70)
		微少粒子状物質（PM2.5）、ヒートアイランド現象、温室効果ガス濃度など、環境保全を科学的に支える調査研究機関である名古屋市環境科学研究所の役割を明確に位置付け、充実・拡充してゆくことが必要である。 「調査・研究　大気環境保全のための調査研究に努めます（環境局、名古屋市環境科学研究所）」、「調査・研究　水環境保全のための調査研究に努めます（環境局、名古屋市環境科学研究所）」、「調査・研究　騒音・振動の改善のための調査研究につとめます（環境局、名古屋市環境科学研究所）」 を主な施策に加えること。 新しい有害物質について、外部環境計量機関に測定を委託するだけではなく、国、県とも協力して市環境科学研究所で測定方法、発生原因、削減施策などを研究していくことを課題として追加すべきである。	環境保全に関する取組を進めるにあたり、行政が抱える課題について調査・研究することは大切なことと考えますが、本計画は、環境基本条例に基づき、市の環境面における総合的かつ長期的な計画として、施策の方向や主な施策等を取りまとめたものです。具体的な実施体制などは、市において検討されるものと考えます。なお、調査・研究は主な施策の中に含まれていると考えます。
		「健康安全都市」についても長期戦略を策定すべき。	長期戦略の策定の必要性については、諮問の対象外と考えます。いただいたご意見・ご提案については、市に伝えさせていただきます。

分　類	事　項	市民意見の概要	部会の考え方
	5　循環型都市 （12件）	ごみ分別が出来てない所が未だに有るので、それをなくすことが望ましい。 企業等はゴミ分別で環境に努力している。個人も資源などの分別をしっかりすれば良い。 生ゴミや公園の落葉等を堆肥しては畑に埋めて肥料にすることが大切だと思う。地産地消で生ゴミを出さない。 不必要なものは買わない、リサイクル出来る物は使い、ゴミをなるべく少なくする。	ごみ・資源の発生抑制・再使用の取組を促進することは大切なことと考えており、施策の方向として、「発生抑制・再使用の推進」や「分別リサイクルの推進」を位置づけています。（P72、73）
		不燃物回収の回数が少ない。 プラスチック資源が各戸で収集してもらえるようになり助かっている。食品リサイクル車も良く見かけるようになり、再資源として良い事だと思う。 町の美化と周辺住民の手数軽減方法としては、紙類とプラボトルを個別回収とし、最終的にはビンとカンの2種類で、常設の収納庫にしてほしい。 廃棄物を一定の処理ができるように皆で努力させてほしい。 各町内でごみを一括して集めてほしい。 ごみ収集で夏場はなるべく早く回収してほしい。 資源（ペットボトル、牛乳パック、トレー）の回収ステーションがスーパーに設置されているが、3種類全てを回収してないスーパーもあるので改善してほしい。 リサイクルステーションなどの取り組みで、更に細かいものを集めて頂けたら喜んで持って行く。細かいものを集めるのは手間だが、分かりやすく、集めて頂けると良い。	本計画は、環境基本条例に基づき、市の環境面における総合的かつ長期的な計画として、施策の方向や主な施策等を取りまとめたものです。今後、具体的な取組を進めるにあたっては、効率的な収集体制のあり方や費用対効果などを踏まえて、市民・事業者の理解・協力を得ながら、検討していくことが大切だと考えます。いただいたご意見・ご提案については、市に伝えさせていただきます。

分　類	事　項	市民意見の概要	部会の考え方
	6　自然共生都市（20件）	治水事業に限らず、農業用取水堰を維持・管理していく中でも魚道の整備・管理等を適切に実施することが重要である。また、堰による移動阻害が生物多様性の向上を大きく妨げる原因であることを認識する必要がある。 「〇多自然川づくりの推進」の中の「治水安全度を高める改修をしていく中で、・・・」を「治水安全度を高める改修や農業用取水堰を管理をしていく中で、・・・・」にすべき。	緑の保全と創出や自然のネットワーク化を図り、生物多様性を守ることは大切なことと考えており、施策の方向として「自然のネットワーク化と生物多様性の向上」などを位置づけています（P79）。今後、地域の特性や費用対効果などを踏まえて、関係者等の理解・協力を得ながら、検討を進めていくことが大切だと考えます。いただいたご意見・ご提案については、市に伝えさせていただきます。
		生物多様性を守るためにまとまった面積の自然が必要で、特に日本固有の生物多様性を守るには水田の役割は重大である。 水田の減少を防ぐために、本気で農業したい人が水田を借りやすいようにできる手伝いをし、田畑の切り売りを防ぐために固定資産税や相続税についても踏み込んだ議論をし、水田を収穫の見込める農地として活用できるようなシステムを模索してほしい。	
		できるだけ今ある畑や林をのこせるような形で都市開発を進めてもらいたい。	
		環境に配慮しながら森林や土地の使用を進めてほしい。	
		自然を壊さないで子供たちが安心して暮らせるような街づくりをしてほしい。 今ある緑、里山、環境を大事にしてください。	
		小高い丘があり神社のある鎮守の森のような町になり、暑い日も近所の人が森の下でおしゃべりできるような所が数多くあるといいと思う。	
		街路樹は多種の木々を植樹したほうが良いと思う。	
		緑化促進の一手段として、緑化率の高い庭を持つ大家の土地の固定資産税を低く操作する税制を考えてほしい。	
		緑の量だけでなく、特定・要注意外来種を使わずに、古くからの在来種を中心に緑を増やすべき。緑化や家庭菜園に望ましい地域在来植物を市のホームページなどに載せ、行政や市民が同じ方向で緑化に励みやすくすると良い。	
		緑化運動を農作物に一部シフトして、自給自足の比率を向上してほしい。	

分　類	事　項	市民意見の概要	部会の考え方
		緑が減少してきたので、緑化を推進すれば、暑さが凌げたり、心優しい人が増えると思う。 公園や道路に花などを植えてきれいな街づくりをしたい。 家庭の庭や道路など、緑がいっぱいで水のきれいな街づくりをすすめて、ビオトープや公園を作ってほしい。 緑を増やし、子供が遊べる公園を沢山作ってほしい。 木を増やし、川を綺麗にしてほしい。	緑の保全と創出や自然のネットワーク化を図り、生物多様性を守ることは大切と考えており、施策の方向として「緑の保全と創出」、「自然のネットワーク化と生物多様性の向上」などを位置づけています。本計画を推進するためには、市民・事業者・行政の協働による取組が大切なことと考えます。
		コンクリートで固められ保水能力がない名古屋の都市河川は、大雨が降ると急に水位が上昇し恐怖を感じる。洪水対策のために深堀された護岸では、湧水が壁面から浸み出すところもある。 取組方針9の「水の循環」において、ゲリラ豪雨対策としても、水源涵養機能を高めるためにも舗装面を改善しなければならない。車道は計画どおりの排水性舗装で良いが、歩道にはウッドチップ等、側溝や雨水桝にも浸透性の物を効果的に使ってほしい。 公園及び緑道の地中に簡易浸透パイプを打ち込み、地下水の保水率を上げて、下水処理場での負荷を減じ、緑化地域の保水の補助にすることを提案する。 水捌けが良い街づくりも必要だと思う。	市の施設に雨水を一時的に貯留、または地中に浸透させる雨水貯留浸透施設の設置など水機能の保全と向上に努めることは大切なことと考えており、施策の方向「保水機能の保全と向上」の中で、主な施策として「雨水流出抑制の推進」や「道路における透水性舗装の導入」などを掲げています。（P83） 今後、具体的な取組を進めるにあたっては、地域の特性や費用対効果などを踏まえ、検討を進めることが大切だと考えます。いただいたご意見・ご提案については、市に伝えさせていただきます。
		水不足解消のためにも、取組方針9の雨水の有効利用は大切。市民レベルでの協力が欠かせない。身近な緑、道端に水を撒くことが名古屋の夏には必要である。広報を使い、ボランティアとして具体的な行動を示すことで協力しやすくするべき。	水資源の有効利用のため雨水利用の促進は大切なことと考えており、施策の方向「水資源の有効利用」の中で、主な施策として「雨水利用の促進」や「名古屋打ち水大作戦」のほか、市民・事業者の理解・協力が不可欠なことから、「雨水利用の啓発」を掲げています。（P84）

分　類	事　項	市民意見の概要	部会の考え方
	7　低炭素都市 （20件）	低炭素な生活、まちづくり推進には、努力した人が得をする方策を実施してほしい。	環境にやさしい取組の成果の可視化を進めることは重要であると考えており、施策の方向「環境保全活動の促進」の中で主な施策として「EXPOエコマネーの推進」や施策の方向「国内外の自治体との連携推進」の中で主な施策として「カーボン・オフセットの制度の活用」などを掲げています。（P57、P64）
		エネルギー自給は、市内の高速道路を20～30%覆う形で太陽光パネルを設置するなど、工夫が必要。 太陽エネルギーは、補助などが更に充実されれば、今以上に広まるのではないかと思う。 太陽光発電や風力発電を更に増やせばいいと思う。 地熱の利用も良いことだと思う。 地下鉄の階段で足踏みの力を使った発電や、ビル風や高い塔から下りてくる風を利用した風力発電に取り組むのはどうか。 原子力に頼らないように、自然エネルギーを更に利用しよう。 例えば、テレビ塔に太陽光パネルを取り付けたり、緑化して緑の塔にするなど、テレビ塔を環境のシンボルとして活用してはどうか？	東日本大震災による福島原子力発電所の事故などを契機として太陽光をはじめとする自然エネルギーの利用などに関心が高まっているため、普及に向けた支援が非常に重要になっていると考えます。そのため、施策の方向「自然エネルギー等の有効利用の促進」の中で主な施策として、「自然エネルギー等の有効活用の促進」を掲げています。（P86） また、具体的な取組を進めるにあたっては、地域の特性や費用対効果などを踏まえ、関係者の理解・協力を得ながら、検討を進めていくことが大切だと考えます。いただいたご意見・ご提案については、市に伝えさせていただきます。
		電気自動車を増やしてほしい。	低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進するために、二酸化炭素排出量の削減効果が大きい電気自動車・プラグインハイブリッド自動車などの普及促進は大切なことと考えており、施策の方向「低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進」の中で主な施策として「低炭素カーの普及促進」を掲げています。（P87）
		駅そば生活は、私有地など問題が多いのでは？ 歩いて暮らせる「駅そば生活」に期待と関心があるが、どの程度の実現性に基づいているのか分からない。	駅そば生活圏形成を進めていくためには、整理すべき課題は多岐にわたるものと考えます。しかし、環境面のみならず、第2部第2章「2050年に向けた主な課題」で掲げた、「人口減少」、「超高齢社会」など社会情勢の変化を見据えますと、駅そば生活圏形成は大切なテーマと考えます。今後、検討を重ねながら、取組を進めていくことが必要と考えます。
		公共交通機関を整備してほしい。 バス・地下鉄の料金を少し安くしてほしい。	市バス・地下鉄の利用促進など、環境にやさしい交通体系の創出を進めることは大切なことと考えており、施策の方向「環境にやさしい交通体系の創出」の中で主な施策として、「次世代型公共交通システムの調査・研究」、「市バス・地下鉄の利用促進」などを掲げています。（P90）

分　類	事　項	市民意見の概要	部会の考え方
		「次世代型公共交通システムの調査・研究」は、日本でも既にLRT・BRTが実稼働しており、「LRT・BRT の社会実験」として具体化すべきである。既に国土交通省が制定している「LRT総合整備事業による補助の同時採択と総合的支援の制度」を活用することを意志決定すべきである。 次世代型公共交通システムについても、調査研究に加え具体化に取り組むべきである。	次世代型公共交通システムについては、ルートや採算性などの課題を整理していく必要があると考えており、市において十分な調査・研究を行い、その結果を踏まえて検討がなされるものと考えます。
		地下自転車道、無料駐輪場の整備によりCO_2を削減できる。 自転車専用道路を更に広げてほしい。	安全で快適な自転車利用の環境整備を進めることは大切であると考えており、施策の方向「環境にやさしい交通体系の創出」の中で主な施策として、「コミュニティサイクルなど新たなしくみづくり」「歩行者空間・自転車走行空間等の検討」などを掲げています。(P89)
		名古屋は日本でも有数の蒸し暑い大都市なので、少しでも過ごしやすい街にするために、アスファルト、コンクリートの熱さを和らげるよう緑を多くしてほしい。 都市の緑被率を30～40%にする事で自然共生都市が実現すると同時に、健康安全都市、循環型都市も実現でき、ヒートアイランドもなくなって低炭素都市も実現できる。 暑い時間帯に自然に水撒きできると良い。	ヒートアイランド現象を緩和することは大切なことと考えており、施策の方向「ヒートアイランド対策の推進」の中で主な施策として、「人工排熱の低減」、「余熱の有効活用」や「緑と水の回廊形成」を掲げています。(P91、92)
第5部 計画の推進 (2件)		本計画が実際どのように遂行されるかの検証も必要。また、計画がどのように実現したかの結果報告に対するパブリックコメントも必要だと思う。 指標については毎年度調査し、環境白書等で公表すること、さらに3～5年で中間見直しをすることなどが必要。	計画の進行管理については、本計画では第5部計画の推進の「4　施策の進め方」の中で「指標などについて、毎年その進捗状況を把握し、市民、事業者などに公表し、市民・事業者等の意見を収集していきます。進捗状況に遅れが見られる場合には、要因等の分析を行い、施策の必要な改善・見直しを行うなど機動的・弾力的に対応する」旨を記載しています。(P95)

分　類	事　項	市民意見の概要	部会の考え方
その他 （11件）		健康安全都市の対応として、微小粒子状物質、化学物質と同様、放射性廃棄物の管理を加えてほしい。 放射能汚染等の環境問題を考慮したことも広報等で提示してほしい。 福島第一原発の事故において、大気中・地下水中・土壌中・名古屋湾海水中の放射線量をいち早く市民に知らせることはできなかったのか？ 海産物・野菜・米など食材の放射線量を公表すれば風評被害を防ぐことができ、安心して食事に供することができる。放射線に限らず、中国産の食材の残留農薬など化学物質の表示も義務付けることはできないものか？ 原発事故での汚染をどのように防ぐのか加えるべきだと思う。	「健康安全都市」をめざすための規制指導の根拠となる「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「環境保全条例」等において、「放射性物質」によるものは適用しないこととされています。このため、「放射性物質」による汚染等については、本計画の対象外として整理しています。
		資源がない日本で、資源が無駄なく循環するには外国に資源が流出しないように法律で守ることが必要である。 土・水・緑の保全を謳っているが、外国資本が日本の土地（山林、水資源など）を買い占めている。日本の緑の国土を守るには、厳しく法律で守らないと環境は守られない。 中村区の中村公園内に緑化センターを設けてほしい。 競輪場と「香りの園」公園のあり方について話し合ってほしい。 テレビ塔は費用が懸るなら壊した方が良い。 今後とも「敬老パス」を維持してほしい。 近所で食材の入手が困難になっており、地下鉄駅内などで日替わりおかずが入手できるようになるとありがたい。 公園が犬のトイレになっているので規制してほしい。 9月14日の市ホームページの情報発信「内部評価結果に対する市民意見を募集します（市政情報）」は非常に不十分である。新着情報は、市ホームページトップページの「市政の紹介」の「報道発表資料」にはない。なぜ記者発表さえしないのか。「パブリックコメントを募集しています」にもなく「新着情報」を開くと、意見募集が出てくる。こうした新着情報の意見募集はパブリックコメント募集に含み、記者発表するように制度を改めるべきである。	ご意見については、諮問の対象外と考えます。いただいたご意見・ご提案については、市に伝えさせていただきます。